

水銀廃棄物に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集について



水銀に関する水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」(平成 27 年 2 月中央環境審議会答申)で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 376 号)が公布されました。改正令における水銀使用製品産業廃棄物の処理基準等については平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、現在、関連する環境省令等について、昨年実施したパブリックコメントを踏まえ、改正手続きが進められています。

今般、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号)第 2 条に基づく別表に定める既存の用途に利用する水銀使用製品に、新たに 3 製品(水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計)を追加する内容のパブリックコメントが平成 29 年 2 月 20 日付で開始されたことを受け、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について平成 29 年 3 月 21 日までパブリックコメントを行っています。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 2 月 20 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science **製品/材料中の金属などの分析においてISO/IEC17025の試験所認定を追加取得!**
内藤環境管理株式会社 この度、当社での製品/材料中のアンチモン、リン、ベリリウム等の分析に対して、試験所の国際規格(ISO/IEC17025)の認定範囲への追加が承認されました。これにより、RoHS 6 物質に加え、グリーン調達基準の管理物質でもある 3 物質のデータが国際的にも通用することになりました。

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

